

電話・面接カウンセラー認定研修 対象者・受講資格

次に掲げる 1 ～3 を全て満たす方

1. 日本産業カウンセラー協会会員（中部支部資格登録会員）で、シニア産業カウンセラーの取得または目指していること。
2. 原則産業カウンセラー資格の取得から 3 年を経過。ただし、実務経験があればその限りではない。
- 3.次に掲げる講座を受講修了していること。

①相談事業部開催「電話・面接カウンセラー養成研修」「電話相談について」

※ 今年度開催の「電話・面接カウンセラー養成研修」については、受講修了予定であればよい。また、下記の②③の研修について、移行措置として 2 年間の猶予を認める（2027,2028 年）。

②シニア資格未取得の方は、シニア産業カウンセラー育成講座科目 No.23-2「産業カウンセラー倫理の実践的理解」、No.11-1,11-2「逐語記録・事例報告の作成と検討(1 期、2 期)」を修了。

③シニア資格未取得の方は、ベーシック研修 3 講座(メンタルヘルス・ハラスメント・ファシリテーション)を修了。

※ 同種のシニア育成講座修了の方は任意

④傾聴の実践が 2 年以上ない方は、「傾聴ベーシック研修」を受講。

※ 傾聴の実践とは、カウンセリング業務に限らず職場やボランティア活動などで傾聴を行っていること。

- 4.審査に合格し、認定・委嘱された後は、支部が指定する委嘱更新研修（有料）に必ず出席できること。委嘱更新研修は主に ZOOM で開催されるため、オンライン研修受講約款の条件を満たす環境を用意できること。